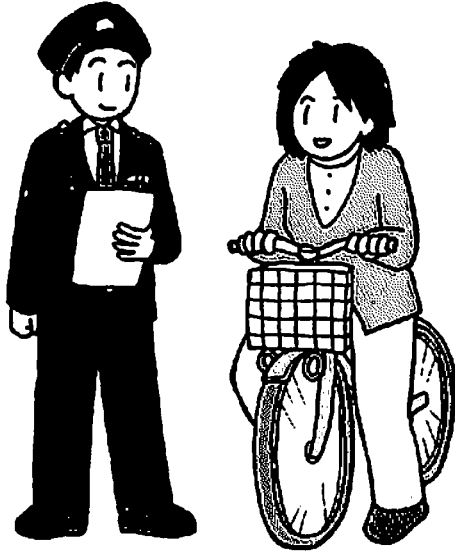


自転車



『通行方法』が、
かわります！

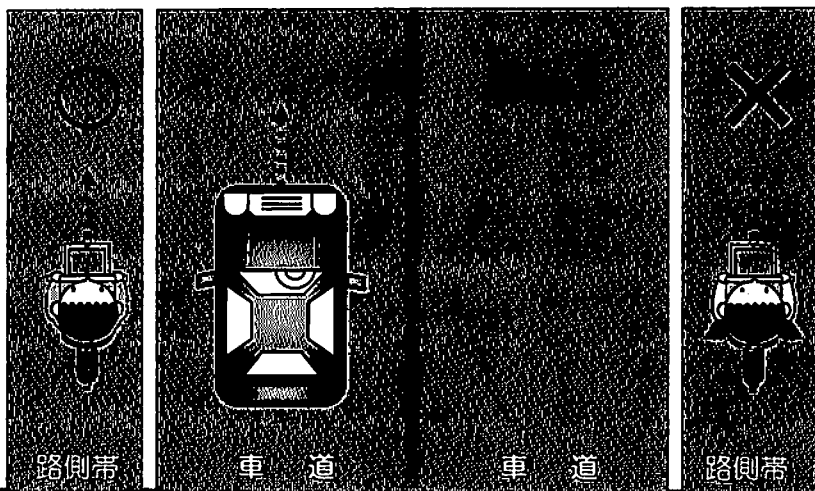
道路交通法の一部改正
(平成 25 年 12 月 1 日施行)

高松南交通安全協会・高松南安全運転管理者協議会・高松南警察署

自転車利用者のみなさん!

『路側帯』では車道と同じく、
左側を通行しなければいけません。

※ 罰則：3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



『路側帯』って
なに?

「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の道路の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示により区画された部分」のことをいいます。

